

令和 7 年

第 2 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

公開用

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ページ
9	繰越明許費繰越計算書の報告について	1
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
29	教育委員会の委員の任命について	4
30	阿久根市まちづくりビジョンについて	6
31	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	7
32	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	13
33	阿久根市給水条例の一部を改正する条例の制定について	15
34	令和 7 年度阿久根市一般会計補正予算（第 1 号）	別 冊
35	令和 7 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊

報告第 9 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

繰越明許費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 6 月 11 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

令和6年度阿久根市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				財源内訳		
					既収入 特定財源	の		収入	定 財 源		
						未 収 入	未 収 出		地 方 債	其 他	
2 総務費	1 総務管理費	まちづくりビジョン改訂事業	4,042,000	4,042,000							4,042,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍の氏名の振り仮名法制化対応事業	5,864,000	3,837,000		3,837,000					0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等への物価高騰対策給付金事業	37,330,000	18,908,000	18,908,000						0
		子育て世帯価格高騰生活支援特別給付金事業	3,028,000	3,028,000							3,028,000
6 農林水産業費	1 農業費	活動火山周辺地域防災営農対策事業	4,819,000	4,819,000		4,819,000					0
		かごしまの農業未来創造支援事業	4,106,000	4,105,240		1,643,000	2,400,000				62,240
		一般単独事業	7,936,000	7,936,000	7,900,000						36,000
8 土木費	3 水産業費	緊急自然災害防止対策事業	10,000,000	10,000,000			10,000,000				0
	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業	34,693,000	17,631,000		9,433,000	8,100,000				98,000
		防災・安全交付金事業	9,097,000	6,261,880		3,684,000	2,500,000				77,880
		交通安全対策事業	14,500,000	14,500,000		8,534,000	5,900,000				66,000
		橋りょう修繕事業	47,209,000	34,062,000		20,052,000	14,000,000				10,000
	3 河川費	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	30,000,000	29,150,000		20,405,000	7,800,000				945,000
	4 港湾費	高之口港改修事業	2,000,000	1,659,000		553,000	1,100,000				6,000
	5 都市計画費	「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備事業	11,066,000	11,066,000	11,066,000						0

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	6 住宅費	空き家対策事業	880,000	880,000				880,000	0
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等整備事業	4,748,000	4,748,000			4,700,000		48,000
	3 中学校費	中学校校舎等整備事業	2,125,000	2,125,000			2,100,000		25,000
	6 保健体育費	多目的雨天屋内運動場 シャッター改修事業	8,149,000	8,149,000		4,000,000	4,100,000		49,000
11 災害復旧費	4 農林水産施設災害復旧費	単独農業施設災害復旧事業	19,700,000	18,869,500			9,500,000		9,369,500
		補助農業施設災害復旧事業	82,500,000	75,200,000		74,500,000	700,000		0
		補助林業施設災害復旧事業	19,091,000	19,091,000		17,077,000	1,900,000		114,000
		補助漁業施設災害復旧事業	16,000,000	16,000,000		10,672,000	5,300,000		28,000
	6 土木施設災害復旧費	補助土木施設災害復旧事業	134,500,000	98,850,000		55,074,000	28,500,000		15,276,000
合 計			513,383,000	414,917,620	37,874,000	234,283,000	108,600,000	880,000	33,280,620

議案第29号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を、教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年6月11日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	上 池 浩 策
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

教育委員会の委員 大 瀧 孝 夫 氏が令和7年6月30日をもって任期満了となるので、その後任として 上 池 浩 策 氏を任命しようとするものである。

議案第29号参考

上 池 浩 策 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※
生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
昭和※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
昭和※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
昭和※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成※年※月	※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第30号

阿久根市まちづくりビジョンについて

阿久根市まちづくりビジョンを別添のとおり定めたいので、阿久根市議会の議決すべき事件に関する条例（平成23年阿久根市条例第18号）第2条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想となる阿久根市まちづくりビジョンを策定しようとするものである。

議案第31号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月11日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の阿久根市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親

族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の阿久根市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、阿久根市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 阿久根市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ

（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第32号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月11日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から24の項までを1項ずつ繰り上げ、同表25の項戸数の欄中「3」を「2」に改め、同項を同表24の項とし、同表中26の項から51の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

阿久根市給水条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月11日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

災害その他非常の場合に、管理者以外の水道事業者が指定した者による給水装置工事を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市給水条例の一部を改正する条例

阿久根市給水条例（昭和40年阿久根市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

